

名古屋市総合社会福祉会館にかかる使用料の還付について

1 使用料の還付額

次の場合に、それぞれの額を還付します。

- (1) 天災等の使用者の責めに帰することのできない事由によって施設を使用できない場合 → 全 額
- (2) 使用日の前日までに申し出があった場合
 - ・使用日の前7日以前の申し出 → 全 額
 - ・使用日の前6日から前日までの申し出 → 半 額

[注] 当日の申し出は、還付できません。

2 還付の方法

名古屋市から口座振替により還付します。

- ①使用の中止が決定次第、電話でその旨をご連絡ください。
- ②「名古屋市総合社会福祉会館会議室等使用許可書」をご持参の上、窓口へお越しください。
- ③窓口にて「使用許可取消申出書・還付申請書」をご記入いただき、「名古屋市総合社会福祉会館会議室等使用許可書」を返還していただきます。
- ④後日、名古屋市から還付手続きの書類が届きますので、必要事項を記入し、領収書とともに名古屋市へご郵送ください。
- ⑤その後、名古屋市から口座振替により還付されます。